

関係団体各位

滋賀県商工観光労働部長

滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金交付要綱の制定について

このことについて、別添のとおり交付要綱を制定しましたので、通知します。
つきましては、貴団体の関係構成員へ周知していただきますよう、お願いします。
なお、当補助金の募集期限等は下記のとおりとしますので、積極的に活用いただきますよう、よろしくをお願いします。

記

1 募集期限

令和2年8月31日（月）午後5時まで（必着）

2 提出方法

郵送または持参

3 提出先

滋賀県 商工観光労働部 観光振興局 観光推進室
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（県庁東館4階）

4 その他

交付要綱第6条に規定する補助金交付申請書の添付書類のうち、「(4) 国の補助金の交付決定通知書の写し」が期限までに間に合わない場合は、その他の書類を期限までに提出してください。なお、その場合は「(4) 国の補助金の交付決定通知書の写し」は用意でき次第、速やかに提出してください。

○お問い合わせ先
滋賀県商工観光労働部
観光振興局 観光推進室
担当：大沼
TEL：077-528-3743
FAX：077-528-4877
E-mail：ff0003@pref.shiga.lg.jp